

特定労務管理対象機関(特例水準)の指定について

【概要】

- 医療法の改正(令和3年5月28日)により、令和6年4月から医師の働き方改革による勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用開始となり、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置を講じることが必要となった。

(医療機関がすべきこと)

 - ・ 勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
 - ・ 追加的健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等
- 令和6年4月以降、地域医療の確保や研修実施の観点から、時間外・休日労働時間が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、「特定労務管理対象機関」として都道府県知事の指定を受ける必要がある。
- 特定労務管理対象機関として指定された場合は、時間外・休日労働時間が年 1,860 時間まで認められる。
- 特定労務管理対象機関の指定に際しては、医療機関勤務環境評価センター(評価センター)による評価を受審し、県により要件を満たすことの確認を受けた上で、医療審議会の意見を聴取する必要がある。

【申請医療機関】

山梨県立中央病院(甲府市富士見1-1-1)

【特定労務管理対象機関(特例水準)の区分と県内医療機関の指定状況】

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年間の上限時間	指定医療機関
A 水準		(一般労働者と同程度)	960 時間	
特例水準	B 水準	救急医療など地域医療の確保のため	1,860 時間	市立甲府病院(R6.3 指定) <u>山梨県立中央病院(申請中)</u>
	連携 B 水準	医師派遣のため		山梨大学医学部附属病院(R6.3 指定)
	C-1 水準	臨床・専門研修のため		—
	C-2 水準	高度技能の修得研修のため		—

【山梨県立中央病院 申請内容等】

＜都道府県に指定申請する種別と業務＞

特定地域医療提供機関（B 水準） 救急医療

＜救急医療機関の指定＞

- ・ 三次救急医療機関（高度救命救急センター）

＜年間救急車受入台数及び年間での夜間・休日・時間外入院件数＞

- ・ 年間救急車受入台数 7, 8 7 5 件
- ・ 年間での夜間・休日・時間外入院件数 5, 2 6 5 件

＜申請理由＞

- ・ 三次救急医療機関として多くの生命に関わる重篤な患者を受け入れる役割を担っており、緊急性の高い患者が多いため、勤務時間外においても医師が長時間にわたり従事せざるを得ない状況が生じている。
 - ・ 夜間や休日の救急対応を維持するために、当直勤務や変形労働制を導入し、柔軟な勤務体制を整えているものの、高度救命救急センターではあらゆる疾患の患者を受け入れるため、専門診療科の医師をオンコールで呼び出して対応するケースが多い
 - ・ 三次救急医療機関として高度な医療機器を備え、専門性の高い治療を提供していることから、長時間に及ぶ手術や集中治療の件数が多く、特に外科系の診療科では時間外勤務が多い傾向にある。
- 

【医療機関勤務環境評価センターによる評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

【県の所見】

- ・ 評価センターによる評価を受けており、時短計画の作成及び健康確保措置を行う体制が整っている。
- ・ 当該医療機関は、三次救急医療を担う高度救命救急センターを中心とした救命救急医療を年間を通して24時間体制で提供しており、救急搬送件数は県内で最も多い年間7,000件を超えるなど、地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療)を担っている。
- ・ このため、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることはやむを得ないと認められる。
- ・ よって、特定労務管理対象機関(B 水準)として指定することとしたい。